

【 総 則 】

第1条 乙は、表記印刷および製本（以下「印刷等」という。）を、表記契約金額をもって、表記納入期限内に、表記納入場所において甲に納入しなければならない。

2 乙は、印刷等にあって、その品質、形状、寸法等については、すべて甲の定める規格、仕様書、図面または見本等により行わなければならない。

3 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、印刷等を行ううえで当然必要なものは、乙の負担で行う。

【見本の承認】

第2条 仕様書等の定めるところにより、見本を甲に提出し承認を求めるときは、乙は、当該見本について、甲の承認を得た後でなければ印刷等に着手してはならない。

【原稿等の交付】

第3条 甲は、原稿および見本（以下「原稿等」という。）を契約確定後ただちに乙に交付する。ただし、仕様書等において交付する時期を別に定めた場合はこの限りでない。

2 乙は、交付された原稿等について、滅失および毀損等の事故がないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 乙は、交付された原稿等を、印刷物の納入と同時に返還しなければならない。

【工程表の提出】

第4条 乙は、仕様書等に基づき、すみやかに工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認める場合はこの限りでない。

【 納 入 】

第5条 乙は、印刷物を納入するときは、甲に納品書を提出しなければならない。

2 乙は、甲に納入した印刷物を、甲の承認を得ないで持ち出すことはできない。

【 検 査 】

第6条 納入する印刷物は、甲の定める検査に合格したものでなければならない。検査に直接必要な費用および検査のため変質変形または消耗毀損した印刷物に係る損失は、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものはこの限りでない。

2 前項の検査は、乙から印刷物の納入が完了した旨の通知を受けた日から10日以内に行う。

3 乙は、甲の指定する日時および場所において、検査に立会わなければならない。検査に立会わない場合は、乙は、検査の結果について異議の申し立てができない。

4 乙は、納入した印刷物の全部または一部が検査に合格しない場合は、すみやかにその不合格となった印刷物を引き取り、手直しまたは引換等により仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。

5 前項の場合において、甲は1回に限り、手直しまたは引換等のための期間として相当日数を指定することができる。乙は、手直しまたは引換等が完了した場合は、ただちに甲に届け出て検査を受けなければならない。この場合の検査は、第1項から3項に準ずる。

6 甲は、検査に合格しなかった印刷物について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

7 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議のうえ定める。

【甲の代執行】

第7条 乙が手直し等に応じないとき、その他この契約から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。ただし、これによって乙に損害を生じることがあっても、甲は、賠償の責任を負わない。

【納期の延長】

第8条 乙は、納入期限内に印刷物を納入することができない理由が生じたときは、すみやかにその理由、遅延日数等を詳記して甲に納入期限の延長を願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

【遅延違約金】

第9条 乙は、指定期日に印刷物の納入を完了しないときは、延滞日数に応じ契約金額に年

3．1％の割合で計算して得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 前項の規定により計算した違約金の額が100円未満であるときは、違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。

4 第6条第5項の規定による手直し等が指定期日以降にわたるときは、当該契約に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

【請求・支払い】

第10条 乙は、納入した印刷物が検査に合格し完納した後、第6条第7項もしくは第13条第5項の協議が成立した後、または第13条第4項の規定により甲の所有とした既納印刷物以外のものの引き取りが完了しなければ、代金を請求することができない。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において支払う。

3 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めにより、乙に対し延滞日数に応じ支払金額に年3．1％の割合で計算して得た額を遅延利息として支払う。

【事 情 変 更】

第11条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により

契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲または乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができる。

【協議による変更・解除】

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部もしくは一部を変更、中止または解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は当該履行部分に相当する代金を支払う。乙は、その他の機材等をすみやかに引き取らなければならない。

【甲の解除権】

第13条 乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は、何ら催告を要せずに契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する事由により期間内に契約を完了しないとき、又は完了の見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。

(2) 乙またはその代理人若しくは使用人が契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙またはその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督または検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 乙が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除したとき、乙は、契約金額（甲の所有とした既納印刷物がある場合は、契約金額から既納印刷物の代金を控除した額とする。）の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、正当な理由によって契約の解除を申し出た場合は、甲は本項を適用しないことがある。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において、甲に生じた損害を、乙は賠償する責任を負う。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、すでに納入された印刷物があるときは、甲は、必要と認めるその印刷物の全部または一部を甲の所有とすることができる。乙は、甲の所有とした既納印刷物以外のものは、甲の指示する期限内に、乙の負担において引き取らなければならない。

5 前項の規定により甲の所有とする印刷物の代金については、甲乙協議のうえ定める。

【談合その他不正行為による甲の解除権】

第13条の2 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その代表者または代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

【危 険 負 担】

第14条 検査合格前に生じた損害については、すべて乙の負担とする。

【瑕疵担保責任】

第15条 乙は、印刷物の品質不良、変質、数量の不足その他の隠れた瑕疵については、別に定める場合を除き、検査合格の日から1年間その補修、引換もしくは補足、または損害賠償の責任を負う。

【損 害 賠 償】

第16条 乙は、契約の履行に際し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

【談合その他不正行為に係る損害の賠償】

第16条の2 乙は、この契約に関して、第13条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、かつ、甲が損害の発生および損害額を立証することを要することなく、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第13条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9号に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合。

(2) 前号に掲げるもののほか、第13条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が甲に金銭的な損害を生じさせるものでないことを乙が立証し、甲において特に認める場合。

(3) 第13条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合（乙について刑法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定した場合を除く。）。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

【 相 殺 】

第17条 甲は、この契約において乙から取得する金銭があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴する。

【 版 権 】

第18条 この契約により生じる印刷物の著作権は、甲に帰属する。ただし、甲が必要ないと認める場合はこの限りでない。

【委任の禁止】

第19条 乙は、この契約について、印刷等の全部または主要な部分を一括して第三者に委任することができない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

【権利義務の譲渡・担保の禁止】

第20条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

【秘 密 保 持】

第21条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。足立区個人情報保護条例の対象とする個人情報を取扱う契約については、別紙の定めに従うものとする。

【情報通信の技術を利用する方法】

第22条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承認および解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

【信 義 則】

第23条 乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

【疑義の協議】

第24条 この契約条項および仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約条項もしくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

【足立区契約事務規則の遵守】

第25条 乙は、この契約条項のほか足立区契約事務規則を遵守しなければならない。

【単価契約の場合】

第26条 乙は、甲の発行する発注書等の指定期日までに、指定の場所に印刷物を納入する。

2 乙は、代金の請求については、検査終了後1ヶ月分をまとめて翌月10日までに甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合はこの限りでない。

3 第9条の「契約金額」は、「発注金額（契約単価に発注数量、消費税率を乗じて得た額をいう。ただし、契約単価が消費税込の場合は、消費税率を除く。）」と読み替える。

4 第13条および、第16条の2の「契約金額」は、「発注予定金額（契約単価に発注予定数量、消費税率を乗じて得た額をいう。ただし、契約単価が消費税込の場合は、消費税率を除く。）」と読み替える。

甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。